

## 学校感染症について(出席停止の期間の基準)

学校感染症は学校保健法により出席停止となります。(欠席日数には含まれません)出席停止の対象となる病気と期間は下記のとおりです。自宅療養では、出席停止の取り扱いができませんので、必ず病院で病名を確かめてください。

### 【参考：学校感染症一覧表】

	感染症の種類 (学校保健法施行規則第19条)	出席停止の期間の基準 (学校保健法施行規則第20条)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
第2種	<u>新型コロナウイルス感染症</u>	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで